

第 7 回 道州制ビジョン懇談会

平成 1 9 年 6 月 1 4 日（木）

内閣官房 副長官補室（道州制ビジョン）

午後 5 時 0 5 分開会

○江口座長 それでは、大臣お見えになりました。

ただいまから、道州制ビジョン懇談会の第 7 回目の会合を開催させていただきます。

本日はお忙しい中御参集いただき、本当にありがとうございます。いつもいつも委員の先生方、たくさん御出席いただきまして、真剣にたくさんの議論をいただきまして、本当にありがたいと思っています。

それでは、まず渡辺大臣よりごあいさつをいただきたいと思いますというふうに思います。

大臣、よろしくお願いいたします。

○渡辺大臣 毎回、大変精力的な議論を先生方には進めていただいております、本当にありがとうございます。

自民党の方も、聞くところによりますと、中間取りまとめをまとめたようであります。その中身について私はまだ聞いておりませんが、道州制というものが全く荒唐無稽な発想ではなくなりつつあるということだけは確かなのではないのでしょうか。

今日は私、参議院内閣委員会の方で公務員制度改革についての質疑をつい今しがたまで行ってきたところでございます。この公務員制度改革、もうかなりドラスティックな改革の中身を持っております。恐らく、こういうことを安倍内閣が昨年12月に提案をした時点で、こんなことが実現できるはずがないと思っていた人の方が圧倒的に多かったのではないのでしょうか。ちなみに、その時私は大臣ではありませんでしたけれども、最初の提案の翌日の新聞記事の扱いがこんなに小さなベタ記事であったことをよく覚えております。

今の時代というのは、本当に一見荒唐無稽に見える提案であっても、国民の支持があり、かつ政治の方の突破力があればそれが実現していくんだという時代になったのではないのでしょうか。

ぜひ道州制の議論をまさに実現の方向に向けて、精力的にさらに進めていただきますよう心からお願いを申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○江口座長 大臣、ありがとうございました。

それでは、今日は、早速ではございますけれども、議事の第 1 番目、「道州制を見据えた都市自治体と広域自治体のあり方」について、河内山委員より御説明をいただきたい。25分程度でお話しをいただければと思います。よろしくお願いいたします。

どうぞ。

○河内山委員 きょうはこういうプレゼンテーションの機会をいただきまして、まことにありがたく、御礼申し上げたいと思います。

全国市長会としまして、まず冒頭、渡辺大臣の御発言を受けまして、市長会として道州制で盛り上がっているという状況にはまだ残念ながらございません。いろいろと議論があるところでございます。後ほどちょっと詳しくその意味合いをお話し申し上げたいと思います。

今日、お手元に資料が全部で 4 セットございまして、そのうち 3 つは内容的には全部同

じ、いわゆる「道州制を見据えた都市自治体と広域自治体のあり方」についてのポイントほか、絵が入っているものと文章の要約と、それから本文と、同じものでございますので、後ほど横書きのもので御説明を申し上げたいと思います。

それから、もう一つは、今月6月4日に全国市長会の中にあります地方分権改革検討会議というところで、まだ案の段階でございますが、取りまとめをしているさなかのものの資料がございます。

この2つの資料、後ほどお話しを申し上げたいと思いますが、道州制全般について申し上げるならば、平成5年に衆参両院の地方分権に関する決議が行われて以来、分権やら地方制度改革の大きな動きが始まったと思いますが、これはいずれも、どちらかといいますと、都道府県ないしは知事会が主役の分権の改革とか、あるいはさまざまな制度改革であったというふうに思います。

例えば、地方分権一括法に基づきます改革の大きな柱は、機関委任事務の改革等々、どちらかといいますと、都道府県知事が地方自治体の長なのか、それとも国の機関のごとく扱われるものなのかというようなことを整理をしたというのが非常に大きかったと思います。

余談でございますが、地方分権改革、この分権一括法で、年金の保険料の徴収は13年までは市町村がやっております、その後、国民年金は社会保険事務所がやるようになります、市町村がやっていたときの方がよかったのではないかと、最近そういう声もございますが、それはいわゆる権限事務・事業を整理したという意味ではすっきりしたとは思いますが、いろいろとこういう改革をする中では、よい方も悪い方もいろいろなことが起こってくる一つの事例だと思っています。

それから、最近の話でいうと、小泉内閣において行われた三位一体改革の金額3兆円、補助金の金額でいうと4兆円を超えるような補助金改革が行われましたが、例えば学校の先生方の義務教育費国庫負担金、いわゆるお給料の負担をだれがするのか。国費でやるのか、自前の財源でやるのかというふうにいると議論があったようなことに象徴されるように、やはりこれまた補助金の改革、それから国庫負担金の改革も公共事業費も含めまして、どちらかという、やはり都道府県の知事さんの権限のもとにあるものの改革が主役であったというふうに考えております。

ここまでは余り基礎自治体に対して分権が具体的にどうだという話は進まなかったわけでございますが、いよいよ、今まに行われております第2期の分権改革は、基礎自治体中心の改革をしていこうではないかということが始まったというふうに我々としては考えておりますし、先般、地方分権改革推進委員会の丹羽委員長から総理に提出されました基本的な考え方の整理におきましても、基礎自治体に対して今後どういうふうな力と権限と、それから財源も集中するかというのがポイントだという表明があったところでございますし、先ほど渡辺大臣が言われました自民党の調査会の議論も考えてみますと、かなり基礎自治体に対して分権をしていこうではないかという、そういうことが話題の中心になって

いるようでございます。そういう意味では、今申し上げましたような流れと、それから道州制の議論というものは軌を一にするものでなければならぬと考えておりますので、今日は資料を踏まえまして、その辺のお話を整理して申し上げたいと思います。

資料をごらんいただきたいんですが、17年6月6日ということですので、もう2年前の話でありますけれども、17年はどういう年であったかといいますと、一通り17年3月31日をもって合併特例法の法期限が終了しまして、今も合併特例法は生きておりますが、かなり大規模な合併特例債だとか、地方交付税の算定の特別扱い等々の財政的な主だったところは17年3月31日で失効、暫定的に1年間延長されたという、そういうところでございまして、大方、市町村合併の行方が決まってきた時点でございまして。

それを踏まえて、地方制度調査会では道州制の話もあり、それから、将来的には大都市制度のあり方について、そういう議論がちょうど地制調で進められていたというところでございまして。

市長会としまして、この資料を取りまとめるのにはかなり多くの市長、それから学識経験者、集いまして、いろいろと議論をしたわけでございまして。

そういう時代背景というか、17年時点でのことを背景にいたしまして、まず将来的には道州制の導入も必要というふうに資料に書いてありますが、まだそういう煮詰まった段階ではございませんでした。

しかし、確実に言えることは、将来、市町村合併が進んだことを踏まえまして、ここの資料の1ページ目の真ん中の左側に書いてありますように、都道府県の構造改革をやらなければいけない時代が来ているということが当時の市長会としての議論の中で非常に強く力点を置いているところでございまして。

具体的には、都道府県と都市自治体が二重行政を行っていることがたくさんあります。基礎自治体が力をつければつけるほど、この二重行政というものが問題になってくるわけでございまして、まずこの二重行政を解消するという意味での都道府県の構造改革。

それから、四角の2つ目に書いていますように、今はさまざまな政令市、中核市、特例市、ランクがございますので、そういうランクづけによって事務事業を引き受けたり、引き受けなかったりしていますけれども、その辺については指定要件を引き下げて、なるべく可能な限り小さなところでも大きな仕事ができるように権限移譲を進めていくべきであるというようなこと。

それから、一番最後の四角のように、国の地方支分部局を廃止をして、当然のことながら、これを事務事業の大半あるいは所要財源を都道府県または規模・能力の充実した都市自治体へ移譲するという、都道府県を変えていくということが、矢印で書いていますように、まず前提条件として必要ではないかという議論を当時かなりやりました。

今日は残念ながら高橋知事と石井知事がお越しになっておりませんが、我々としては、都道府県というものをまずはからっぽにして、そこで道州制というものが始まることを考えないことには、以前にも申し上げましたが、道州制が進むということは、都道府県が今

のまま存在をする、あるいは都道府県が合併をするというような道州制の議論をしていったのでは、これは国民にとっては非常に不便なものができるということぐらいの感覚を持っておりまして、まず都道府県の構造改革をぜひ行うべきだということをこの報告書の中で掲げております。

2 ページには、少し、例えば道州制はどんな感じかという話で、これも2年前ですからそう煮詰まった話ではございませんで、渡辺大臣が、とにかく前向きにどんどん行けばという話でございますが、そのころでいうと、1、導入の是非というので、2年前でいうと、市長会でいうと7割ぐらいの人は道州制の導入が適当と。逆に言うと、3割ぐらいはいかななものかという話をこのころは持っていた。その後どうなったか、具体的に議論しているわけではございません。

それから、道州制の法的性格だとか、区域、導入方法、これもそう煮詰まった話ではございませんが、とにかく道州の事務という、4番目ですけれども、幅広い事務を国から道州へ移譲して、国の事務は国家として国が果たすべき事務に重点化をする。国、道州、基礎自治体が同一分野の事務を融合的に処理する場合は、責任を明確化して、基礎自治体への関与は必要最小限とするというようなことを書いております。

税財政基盤もここに書いているとおりでございますが、これはそんなに煮詰まった議論をしたわけではございません。

3 ページをちょっとごらんいただきたいんですけれども、一番我々として興味というか、関心を持たざるを得ないのは、3、道州制の下での都市自治体、いわゆる基礎自治体はどうあるべきかという話ですけれども、これも言うまでもないことですけれども、補完性の原理あるいは近接性の原理で、まずできる限りのことは基礎自治体でやっていこう、そのことが、この懇談会でもずっと出ておりますが、ニア・イズ・ベターで、分権というのは、大事なことで身近なことでも、とにかく近くで決めることの方がよりよいんだという考え方、あるいは近くで担う方がよりよいんだという考え方に基づいて、補完性の原理に基づいて、まず基礎自治体が頑張るんだと。地域において、現在都道府県が行っている事務事業の多くを含む総合的な役割を担うというようなことが、やはり市長会の立場としては、道州制のもとでは基礎自治体はかなり都道府県が現在やっていることを、二重行政を解消してやれるような、そういう都市自治体になるんだということをポイントとして書いております。

最後に、都市自治体の将来の姿ということでございまして、これは「10万人都市を目指して」というのは、そのころはこれぐらいがいいのではないかという話でございますが、その後、ちょっと私この間から市長会の主だった方と話をしますと、もちろん10万人に満たない自治体が今たくさんございます。そこがさらに第2次、第3次で合併をする気があるかどうかということを考えますと、ほとんどありません。合併のエネルギーというのはこれ1回ぐらいにして、この丸の2番目で書いているように、当面は規模の異なる都市自治体についても、規模、能力、意欲に応じて一層の事務・事業の移譲等を進めるとと

もに、広域連合の活用というようなことについて力を尽くした方がいいのではないかなという感じのことを本音ではやはり主張も、それから、以前に自民党の調査会で、全国町村会の山本会長も、今残っているところは、人口でくるといっても、地理的にも難しいところもいっぱい残っているので、これ以上の合併は非常に難しい、困難ではないかという話を町村会の山本会長もお話しになっていましたが、これから先、広域連合の活用あるいは近接する核となる大きな自治体は何らかの形で周りの事務事業を担っていくとか、あるいは少し広域的なところで、広域連合以外の方法も含めて、そういう形で基礎自治体が頑張れるような仕組みをつくるのもこれから大事ではないかということが本音ではいろいろと議論がございます。

これが前3つの資料の説明でございます。

それで、今市長会として何をやっているかということでございますが、これが今まだ案の段階ですけれども、「支障事例を踏まえた主な改革の方向（案）」、これは、1ページ目にこの資料の意味合いを書いておりますが、先ほど言いましたように、基礎自治体中心の分権論議が行われる第2期地方分権改革の中で、市長会の中に行政委員会というのを置いておりまして、その中で、地方分権改革検討会議というものが今動き出しております。

何をやっているかといいますと、ここに書いていますとおりで、とにかく市民のための行政を行うに当たりまして、支障となっている国や都道府県による関与の事例について調査をする。逆説的にいいますと、国や都道府県の関与がない方がよりよい行政ができる、よりよい市民サービスができるということがどれくらいあるかというのを、まずとりあえず124人、かかわっている市区長を対象に調査をしました。その中で、いっぱい出てきたんですが、現時点で検討しております都道府県による関与等の項目を抜粋をしたものでございます。

中身の説明はいたしません、2ページからは福祉分野で、例えば一番最初に書いていますように、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム設置許可権限の移譲。既に、介護保険導入後、介護の施策の中心は市町村にあるにもかかわらず、これについての関係の法令等々がたくさんありまして、市に権限移譲がされないがために、まだまだ迅速な対応は行われないような話になっているとか、あるいは、今いっぱい起こっておりますが、3番目の要保護児童対策にかかる権限の移譲、いわゆる児童相談所に権限と責任が集中をしておりますので、一部の自治体は設置主体となっておりますけれども、なかなか要保護児童の早期発見、早期対応ができないようになっているではないかというように、福祉分野でもたくさんございます。

福祉分野では5番目までありまして、6ページには環境分野、これは余り大きな話ではございませんが、環境の分野でもございます。

そして、7ページには産業分野で、特に農業関係というのが、やはり都道府県の役割と市町村の役割、都市の役割というのが非常に混在しておりまして、なかなか難しい話がございまして。

そして、何よりも、8ページ以降に、まちづくり分野でたくさん支障事例がございます。市域内のみを区域とする都市計画決定についても、今まだ知事との協議、同意というものが必要とされるようなことがございます。これなどは二重行政の非常に弊害が出ているところでございますし、10ページには、農地の転用許可権限についての、これも非常に手間暇がかかるという話、二重行政になっているという話でございます。

13ページには、農業振興地域の除外についての、これは農地の転用と同じようなことでございます。

等々、非常に二重行政になったり、あるいは手間暇がかかるような話が、実は地方の自治だとかまちづくりにかなり大きな影響を与えております。

そして、16ページ以降は、教育にかかわる都道府県知事の関与をなくした方がいいのではないかとということで、人事権の話、それから学級編制の話、青少年指導員等々の委嘱権限の話が出ております。

20ページ以降は災害その他の分野でございますが、例えば、20ページの下側の20の項目ですね。今は、災害派遣を自衛隊に要請をしようと思いましても、実は直接災害派遣は市長はできないことになっております。都道府県知事が災害派遣の要請をすることになっています。こういうのは、実務的にはさほどの問題がないようにお感じかもしれませんが、実は、災害派遣の要請を市長に権限を与えることによって、日ごろから実は自衛隊と都市の関係というのが非常に深くなってくるわけですね。そういう日ごろから顔の見える関係をつくっていくというのは、実は権限がどこにあるかということと非常に密接な関係がございます。ですから、もういいではないかという部分も含めて、実はまだまだ都道府県関与が残っている部分がございます。

等々、非常に、まだ始まったばかりでございますが、冒頭に申し上げましたように、都道府県の構造改革をやっていくということと道州制の導入というのが同じ時期にやられませんか、結局二重行政が残ったままになるということ、それから、非常に無責任体制が残るということになります。

例として正しいかどうかわかりませんが、今、政令指定都市と都道府県の関係でいいますと、政令市というのは非常に大きな権限と責任を持っております。それから財源も持っておりますが、未だに、例えば神奈川県横浜市や川崎市には、神奈川県議会議員さんもたくさんいます。しかし、どういう仕事を県議会議員さんがやるかというのは非常に地元の方々から見てもわかりにくいし、二重行政みたいなものをかなり引き起こすことにもなりかねないというようなことがあるわけですね。そういうことからすると、基礎自治体が強くなって大きな仕事をするようになった場合には、都道府県は自動的になくなるというような文脈で道州制の議論をすべきではないかということが市長会としての大きなポイントでございます。

引き続きいろいろと実際の支障事例等々よく調べまして、これは分権推進委員会の方でもいろいろ議論がこれから進むと思いますが、当然、道州制の中でも重要なポイントだと

思っておりますので、委員の皆様方にもぜひお知りおきをいただき、また身近な行政の推進のために御支援をいただければと思います。

以上です。

○江口座長　ありがとうございました。

都道府県と基礎的自治体との関係というか、その問題点ということが主な焦点になっていたかと思いますが、堺屋委員、いかがでございましょうか、今の河内山委員の都道府県と基礎的自治体との関係ということについて。

○堺屋委員　基礎的自治体がだんだん大きくなって、都道府県が4つか5つの市を管轄しているようになってくると、かなり二重問題というのがあると思うんですけれども、その前に、こういう不都合があるとか、こういう重複があるということの前に、基礎的自治体があったら何がよくなるのか。重複がなくなって便利になるということはわかるんですけれども、それぞれのところがばらばらにやるから、いいところも悪いところも出てくる、個性が出てくる。市町村に個性が出てくるのがいいことかということ、これを皆さんに知ってもらわないと、どうもマスコミにこの話、地方自治の話をする、全部権限争議と受け取られちゃうんですね。読書率も非常に低い。

それはどこかという、うちはこういうふうにします、こちらはこういうふうにしますという、個性を出せるということがいいことだと思うんですよ。そういう覚悟が市町村にあるのかどうか。市町村が便利になって、また一律になるというだけだったら、一般の市民から見ると、市の役人と県の役人のやりとりが減っているだけで、何も反射効果がないように見える。だから、あるところはこうやります、あるところはこうやりますというような、そして、うちへ住んでくたらこんなサービスします、うちはこういうふうにするということが本気で考えられているのかどうか、ちょっと市長会の方に聞きたいところはそこなんです。自分たちが批判も受ければ、公責もあることを覚悟して、よそと違うことをする、そういう自信を持って市町村がやられるかどうかですね。県の関与はなくなるけれども、横並び一緒だというのはもうひとつ魅力がないんじゃないかという気がするんですが、いかがですかね。

○江口座長　そうですね。おっしゃるとおりだと思うんですけれども、それと、今の堺屋委員のおっしゃったように、基礎的自治体でサービスであるとか、個性を出すとか、そういうようなもので、またよそと違うものをつくり出すということで、そういうようなことが10万人ぐらいの規模でできるかどうかということも私の方としては、私の計算からいくと、10万人ぐらいではちょっとそういう差異が見られないような、細かくなり過ぎて、市の特徴を出していく、基礎的自治体の特徴を出していくということができにくいんじゃないだろうかというふうに思ったりするので、あわせまして……

○堺屋委員　私はむしろ、これ自由化したら、今合併したのをもう一遍分裂させるところがたくさん出てくるべきだと思うんですね。うちは5,000人でやりますというところが出てきたら、どんどんまた市町村を分けてもいいと思うんですよ。だけれども、それは全く

住民に任すんだと。それで、うちはこれを売り物にして、それが好きな人を呼ぶんですというような、それがやはり打ち出せるかどうかというのが一番ポイントで、だれかに横並びをつくっていただくということであつたら、余り意味ないと思うんですね。そこを徹底的に自由競争のマーケット原理で、消費者に密着した地方行政ができるということをいってほしいと思うんだけど、どうでしょうね。

○江口座長　しかし、それは道州制ということが前提で、それぞれの道州の中で自由に、5,000人でもいいし、40万人でもいいということですね。

○堺屋委員　はい。だから、各道州が調整をこれだけしますということを決めたら、その中で、経済的には損だけれども、こういう個性を出したいということも出れば、あるいはうちはこういうものを受け入れるから、これでやっていくんだということも出ればというようなことが、地域住民と管理者、市長さんたちの間で打ち出せるかどうかというのが一番ポイントだと思うんですよ。

○江口座長　河内山委員、いかがですか。

○河内山委員　まず、座長が言われました人口規模の話なんですけど、私は、人口が小さくても非常に個性的な、しかも単に小さいというだけではなくて、実効性というか、行政の意味合いからすると、非常に住民自治に根差して、なおかつお金のむだ使いをしなくて、今の時代のトレンドに合っているというような仕事をしている自治体はたくさんございます。

これは、人口規模がすべて決めるのではなくて、例えば一昨日も、私、参議院の総務委員会で、今、自治体の破綻法制の関係で参考人と呼ばれまして意見陳述したんですが、お隣に福島県の泉崎村というところの村長さんが来られて、自主的な財政再建方策というのをもう既にやっているわけですね。その中身を見ますと、やはり非常に、ある意味ではとても大都市ではできないような、ある意味では行政改革の努力をされています。

それから、同じく、福島の話ばかりして申しわけないですが、矢祭町ですね。町立図書館はつくれない、図書の充実ができない、さあどうするかということで、町長さんが頑張っていて、全国からたくさん蔵書が届いて、ユニークな図書館運営をされている。

これは財政が厳しくなったから開き直るということが大前提としてあるわけなんですけど、人口規模が少ないからといって何もできないというんじゃないくて、非常に私が見る限りでは、お金さえ使えばできるというんじゃないくて、あるいは何かコンサルタントさんに頼めばできるというんじゃないくて、本当に市民、町民、村民も一緒になっていいまちづくりをやっているなというのは、非常に小さなところにたくさん個性的なところがあると思いますので、余り人口規模は、この際まちづくりと、もちろん関係が非常に深いんですが、だからといって、それを全否定するということではないと思います。

それから、まさしく堺屋委員が御指摘になって、じゃ権限の移譲を受けました、それから、財源も人間も移譲を受けて、本当に個性的な、あるいは場合によっては差がつくことを覚悟して市長会をやっているかという話ですけども、これは、その覚悟がなければ、

やはり分権の意味はない。

逆にいいますと、かなり今は、例えば東洋経済さんとか、日経とか、全国さまざまな数字で示されるランキングはもちろんなんですが、それ以外も非常に、うちの町と隣の町は何が具体的にどう違うのかということを格付けをされる時代になりました。この格付けというのは、最初はみんな嫌がったんですね。特殊要因がいろいろあるから、自分のところはこの部分がいいんだけど、この部分は数字に出ないとか、いろいろと言っていましたけれども、今はそうでなくて、それはそれで、もっと自分たちはそれは指標としてはちゃんと受けとめようと。ただ、そうではない部分のアピールというのはやらないと、市町村長も市町村議会もかなり厳しい住民監視のもとに置かれているわけですね。大きなところというのはなかなか、住民監視はあるけれども、すぐさま選挙で落選するというようなことはありませんけれども、小さなところほど、ある意味では4年に1回ある選挙の洗礼はかなり厳しいものを受けますから、最終的には個性も出ず、あるいはパフォーマンスも示せなければ、首長も議会も、選挙民と有権者にある意味では選ばれなくなるという意味では、非常に覚悟を決めてやっているということが言えると思います。また、そうでなければ務まらないというふうに思います。

○江口座長 堺屋委員、いかがですか。いいですか。

○堺屋委員 大変結構だと思うんですけども、そういうのがもっともっと皆さんに知れてくるといいですね。ここはこういう成功例があるとか、ここはこういう変わったことをやってよかったとか、そういうのがもっと知れるような宣伝方法を。そうすると、道州制になったらこうなるんだなという期待がわいてきていいと思うんですけども。

○河内山委員 その点が、何回か前に堺屋委員が御指摘になったキー局の問題ですね、メディアの問題。非常にいい動きはあるけれども、それは何か地方だけで語られるというのは、何となく地域住民も自信を持てないんですね。ですから、テレビだけではないけれども、我々ももちろん努力いたしますが、地方発の情報発信の仕方、インターネットの時代ですから、いろいろ工夫すればあると思いますが、その辺もあるのではないかなというふうに思います。これは本人の努力もたくさん必要だと思います。

○江口座長 宮島委員、いかがですか。

○宮島委員 テレビ局の人間としまして、個人的には、道州制になったらどう変わるかということ具体的に国民に示したいと思っています。ただ、今、アピールの問題なのか、私たちの探し方が問題なのかはわかりませんが、この点がすごく変わるのだということを実に探しにくいなと思っているのも事実です。今回市町村代表の河内山委員にぜひお聞きしたかったのは、小さな市町村と大きな市町村と違うのかもしれませんが、自分たちの身近で物事を決めることがいいということ、「ニア・イズ・ベター」ということを本当に皆さんが実感して、思っているかどうかということなんです。

また、合併で大きくなった結果として、「近い自治体で決めるのがよい」という気持ちの方がより強くなったかということに関してはお聞きしたいと思っています。

というのは、私たちのテレビ局の内側の人間が物知らずかもしれませんが最近、「もうじき結婚する」という男性社員から「ちょっと相談に乗ってください」と声をかけられてまして・「うちは結婚したら共働きしたいんですけれども、いわゆる少子化の対策を調べてみたら、区によってこんなに違うんですか。」と驚いたように、聞かれたんです。区によって違うということ、それまでそんなに認識していなかったのかなと思いました。もちろん、いざ必要になると、自分でも調べるんでしょうけれども、それぞれの区で自分たち住民が動けば、自分たちのやってほしいように動くという意識が国民の中に一体どのくらい浸透しているのかなと思いました。小さい自治体でしたらそういう部分があるのかもしれないんですけれども、自分たちが決めればよりよくなるんだということを特に地方において、どの程度普通の方々が感じていらっしゃるかというあたりをお聞きしたいです。

○河内山委員　まだまだ田舎へ行けば行くほど、大きくは国に頼らなければ何事もできないんだという意識を持たれている方はたくさんおいでになります。ただ、最近になって、みんな、じゃ1周おくれ、2周おくれで、東京みたいなものとか、大都会みたいなものを真似して何とかなろうと思ったことがことごとくこの数十年間で失敗したことがみんなわかったわけですね。そうすると、やはり自分たちにしかできないことをやっていかなければ、地域はもう存続できないんだという猛烈な危機が芽生えているわけです。

子育ての支援の仕方一つとりましても、例えば保育所をつくらなければいけないとかいう気持ちで、保育所をつくるのには厚生労働省の補助金をもらわなければならないという感覚を持っている人はもちろんたくさんいるんですね。ただ、そんなことじゃなくて、認可だろうと無認可だろうと、困った人がすぐさま、病気になったら、子育て中のお母さんが隣近所のいわゆる助け合いの仕組みの中にお子さんを預けて、それで病院に連れていっていただくというのが一番安心なんだということがわかれば、その仕組みをつくった方が勝ちなんですね。だから、そういうところは小さな自治体でも頑張っているわけです。

と同時に、例えば高知県に馬路村という村がありますけれども、これはユズで有名なところ。東京ではさほどまだメジャーじゃないかもしれませんが、ここは本当に合併をせずに農協主体に頑張っているんですね。ただ物を売るだけではなくて、馬路村にどんどん来てくださいということで、今案内状をたくさんの人に出して、言ってみれば、農山村はこんな暮らしが豊かでいいところなんだということをまず体験してくださいというようなことを今呼びかけていて、かなりの人が今行っているんです。それは、例えば横浜市の300万人の自治体の100万人の観光客が来たところで、さほど大きな影響力はないかもしれませんが、馬路村というところに例えば1,000人の人が来れば、これは世の中でいうと大変な大激震になるわけですね。1,000人の人が来て、1,000人の人が3日間過ごせば経済効果が馬路村では物すごくあるわけです。したがって、小さなことなんでしょうけれども、みんなある意味では開き直ったところが勝ちというような感じがあるんですね。だから結局、宮島委員のお尋ねである、みんなが意識しているんですかということで

いうと、これは条件不利地域ほどみんな意識が高まっているんじゃないでしょうか。

○宮島委員 それはつまり、役所の方々だけではなくて、お一人お一人も「これは行政と一緒に自分たちが頑張らなければいけない」と思っているということですね。

あと、もう一つ御質問しました。合併したことによって、ベースの力が強くなった地域があると思うんですけれども、その結果として、住民は「自分たちができることが増えた」と実感されているのでしょうか。

○河内山委員 これ、ちょっと合併はいろいろな、十人十色みたいな、千差万別の関係がありますので、一色では言えないんですけれども、大きく、やはり合併したら周辺部が寂しくなったではないかという批判はやはり全国各地で渦巻いていますね。ただそれは、役場がなくなったから寂しくなった、あるいは議員さんが選べなくなったとか、そういうことが今出ているんですけれども、じゃ身の回りの生活に悪影響がどれだけあるかということかというと、実は行政の合併ですから、さほどの変化は実はないはずなんです。ただ、そのときに、これが悪くなった、これがだめになった、寂しくなったといって、もう自信も力も、それから先ほどの立ち上がる意欲も失ったら、それは地域がだめになるんですね。だから、これはなかなか検証が難しいところだと思います。大きな声で言われるのは、役場がなくなったら寂しくなったとか、議員が少なくなったとか、それは減少面でありますけれども、だからといって全部だめになったわけじゃないと思います。

○宮島委員 プラス面はどうか。

○河内山委員 プラス面は、僕は10年ぐらいたたないと合併効果というのはなかなか目に見えてこない部分があると思います。こうこうこういうことで行政が効率化したよとか、一緒になったおかげで、統ルールで、例えば子育ての支援だとか、高齢者福祉の仕方が非常にある意味ではサービス水準もよくなりましたよというのは、なかなかすぐさま見えないかもしれませんね。

○江口座長 今を考えるのではなくて、将来を考えて今を考えていくという、そういう方向性を持っていかないと、単なる現実からの延長線上で、ただ、これはこうなってこうなっていくますから、10年後は仕方がないんですという議論をしていると、やはり大胆な、大臣のおっしゃるような大きな改革というのは難しいかもしれないと思うんですけれども、犬島委員、いかがでございましょうか。今、河内山委員のおっしゃったこと、あるいはまた御意見ございましたらどうぞ。

○犬島委員 一般的に申し上げると、住民としての感情は、どこからサービスを受けてもそんな違いを感じていないというのが実態だと思います。ですから、市町村合併が私どもでも行われましたけれども、ほとんど今現実問題として何か変化したのかと言われると、まず実感としては余り大きな差異は生じていない。

ただ、これは市町村段階で今行われておりますので、道州制という場面に移したときには、ちょっと私は様相は違うのかもしれないと。それは、こういう大きな変革は明治の初期に廃藩置県のときに起きているんですが、地域の利害が必ずしも一致をしなくて、くっ

ついたり離れたり、すごい紆余曲折があって落ちついたという歴史的な経緯があるんですね。市町村合併のときには、それは地域の利害はさほどに、非常に近場で起きていますから、発生しないのかもわかりませんが、県単位で物事が進みます場合は、恐らく廃藩置県のとくと似たようなことが起きるのかもしれないなど。そうすると、あのときは中央集権国家を目指していましたから、国の力が非常に強力で、ある程度の指導なり、いろいろな力が加わって落ちつくところへ落ちついたということはあるのかもしれませんが。

そういう意味では、何回かここでの議論を拝聴していますと、何か自動的にうまくいくような感じで議論をされるんですが、本当は逆にこういう道州制というようなもの考える場合には、反対面で、国の力にすごく強力なものを逆には用意しながらやらないとだめな面があるのかもしれないなどということをちょっと感じております。ちょっと論点はずれたかもわかりませんが。

○江口座長　ありがとうございます。

いつもと順番違って、金子委員、ちょっと今の意見も含めてコメントをお願いしたいというふうに思いますけれども。

○金子委員　河内山委員のお話を伺ってしまして、その中で非常に重要だと感じたのは、現状において、現在、目の前において、都道府県との関係をどうするか。都道府県からどうやって権限、財源、人を移していけるかというところに関心がおありだということがわかりました。その場合、この作業をするのは今からでもできるわけですね。もしそれについての国家の措置が必要になれば、それを国家に措置してもらうということで、例えば端的に言えば、地方自治法等の改正で、できると思うんですね。しかし、それが道州制にどうつながるかという観点で見た場合は、やはりおっしゃっておられましたが、そういう地道な努力を続けることによって、都道府県の空洞化が進む。自民党がやっているように、例えば5年ないし8年先に道州制ができるというような時代ですから、今、様子がわからなくて見向きもしないでいる都道府県の関係者、特に都道府県の県会議員が一番問題だと思いますが、そういう方々が、やはりこの動きでなければいけないというふうに感覚を澄ましていく。その一つの重要なステップとして、市町村と都道府県との関係を整備していく中にモーメントがあるというふうに感じたわけです。これはやはり進めていかなきゃいけないなという感じです。

それから、第2点。

近い方がいいということですね。確かにそうです。例えば介護一つとっても、先ほど病院に行くときに子供をどこへ預けるかというお話なさいましたが、近い方がいいということはある。これは確かです。しかしながら、長い100年の中央集権の間に、近いものはだめだ、遠い方が上等だと。もっと言えば、昔は舶来上等という言葉があった。外国から来るものが最高だ、日本にあるものはだめなんだ。その感覚が上から下まで、東京から地方へとずっとでき上がって、でき上がった既存の観念のようなものがあると思うんです。これをどう崩していくかということは非常に難しい。だから、堺屋委員が御指摘されたとお

りだと思えますけれども、しかし、そののところをどうやっていくかという場合に、方法は一つしかないんじゃないかと。それは、やはり論より証拠だと。先駆者がやって見せて、見たものによってほかの人があれはいいというふうに感じていく、このプロセスしかないんじゃないかなと。

そうなりますと、やはり市長会の中でも全体としてどうするのか、どう底上げしていくのかじゃなくて、どこかが率先してやってみなきゃいかんという形になる。道州制も同じことなので、やはり全体と一緒にやるとなると強健発動ということになり、時代にそぐわない、つまり荒唐無稽な話で、やはりやれるところからやっていく。だから28次道州制調査会はそう言い、道州制特区推進法もできたわけですね。やれるところがまず踏み出す。踏み出すことによって、踏み出さないところに刺激を与える、こういうプロセスがやはり非常に重要じゃないかということを市町村の段階のお話を伺いながら感じた次第です。

○江口座長 どうもありがとうございました。

鎌田委員、いかがでございましょう。今の金子先生の意見を踏まえ、あるいはまた河内山委員の意見も踏まえて。

○鎌田委員 分権改革に絡んだ流れについて、詳細にお話を伺いましたので、非常によくわかりましたんですけれども、お聞きしていて何点かお尋ねしたいことがあります。

1点は、第1次の分権改革というのは、都道府県中心、知事会主役の分権改革だったということだったんですけれども、国の機関委任事務の廃止というのは県が中心ですけれども、市町村も当然あったわけなんですけれども、要は意識改革が市町村レベルでどの程度行われたのか。先ほど、大分もう進んできているという前向きなお話があったんですけれども、その意識改革をきっちりしないと、多分今後分権改革が行われても同じでしょうし、まして道州制になった場合に、今のお話だと、道州制とどうつながるのかなというところのリアリティがやはりまだ足りないなという印象がちょっとありまして、道州制になったときに、市レベルではどうなるのかというあたりをもう少し一般市民にわかるような説明といえますか、検討というのが今の段階ではどの程度行われているのか、もし何か議論があるようでしたらお願いします。

それから、もう一点は、介護のお話があったんですけれども、確かに県との二重行政があって非常にやりにくいというお話があって、これは当時の厚生省なんかは、逆にいうと、市町村だとばらばらになっちゃうから、県単位である程度統一しようということで権利を与えたと。都市計画の農地の転用許可の場合でも、余り市町村は信用されていないところがあるという、それは国の勝手な都合のいい解釈なんですけれども、いずれにしても、そういう権限が市町村におりた場合には、基礎自治体におりた場合には、地域によって物すごくばらばらになる。今のはやりの言葉では、格差が生じるんだと思うんですよね。今は非常に地方レベルでは、特に格差に対する関心というのが高まっている時期だということもあるんですけれども、ある意味では、全国一律でやるべきいろいろな福祉のサービスというのがあると思うんですけれども、そういうことも今は市町村のサービスになって

いるんですけれども、格差が生じるということについての議論というのは今市長会ではどういうふうになっているのかというあたりをお願いできればと思います。

○河内山委員 非常に重要なポイントばかりなんですが、まず分権に向けての意識が市町村レベルでどう変わったのかということですが、鎌田委員のようにずっとウォッチングされていた方にとってみると、余りにもスピードが遅いというか、変わり方が見えないではないかという、そういうお気持ちもあるんだろうと思います。確かに、私は平成5年に市長になりまして、その年に衆参両院で分権の決議が行われましたが、あのころの状況でいうと、分権といっても、ワープロでも「ぶんけん」と打ったら学者先生の「文献」という方が出てくるんですね、「地方文献」。今はちゃんと、誤作動がなくなりましたけれども、それぐらいにだれも分権なんかというのは議論もない段階だったと思います。

もっといいますと、分権みたいな偉そうなことを市町村長が言うと、建設省やら農林省にいじわるされるよと言われた時代もあります。そういうところに比べますと、確かに地域のことは地域の実情を踏まえて、なるべくスピーディーに物事を決めていくべきだという気持ちは、これは市民も、それから首長も、それから議会も持っている。そういうことかというと、かなり意識は変わったと思っています。

ただ、最後の問題とも関係するんですが、じゃ今持っている権限と財源というものと、それから、人間がやる仕事ですから、今の人員体制で本当に市民のために一生懸命頑張ったけれども、うまくいかない、格差が生じた、あるいは自分のところはだめになったというふうなことになるのでは相済まないとか、そういうことも起こり得るなんていう恐れは多くの自治体関係者が持っているんだろうと思います。ですから、これはやはりある意味では、財政調整制度も含めてですけれども、やはり同じ国に住みながらこの格差はないだろうという点は、起こしてはならない格差は一体何なんだろうかという点は議論をしなければいけないと思っています。

この数年間で、まことにゆゆしき状況ですけれども、日本全国でやはりお医者さんの偏在の問題等が起こりまして、やはりお医者さんにかかろうと思ってもかかりようがないというような格差は絶対つくってはいけない、そういうふうなものとか、あるいは今、人的スタンスでいうと、教育についても、少なくとも山口県の小学校に行ったのと東京都の小学校に行ったのでは、先生の数も先生は違うとか、先生の質も全然、——質というのはなかなか比較が難しいんですけれども、全然教育のレベルが違いますというのでは、これは義務教育としてよろしくないだろうとか、やはり差をつけてはいけないという議論はやはりちゃんとしなければいけないと思いますね。これはなかなか市場だけに任せたのではうまくいかない部分があるから、これをきっちり規制をしなければならぬ。

それで、具体例でお話しになりました都市計画に関する権限とか、農地に対する権限、これはやはりうまくいかない地域というのは必ずあると思うんです。余りにも何か利害関係者のそれこそ介入がひどくて、むちゃくちゃな農地転用行政をやっている。これはいつか、やはり事後でも、今回のコムスンもそうですけれども、やはり事前の規制をするのか、

事後規制をするのかという規制の仕方についての議論で、途中段階で差し止めの請求ができるとか、あるいは余りにもひどいことはいわゆる仮処分ができるとか、そういう仕組みもあわせて持たないといけないとは思いますが、余りにも事前に手間ひまがかかるということは余りよくないのではないかとこのように考えておるところです。

全部のお答えになったかどうか分かりませんが、最終的にはニア・イズ・ベターという実践例を示すのが我々の仕事だと思いますので、それはなかなかまだできていないということはあると思います。

○江口座長 ありがとうございます。

それでは、林副大臣、何かコメントをここでいただけますか。

○林副大臣 ちょっと遅れてまいりまして恐縮でございました。きょうは河内山市長の発表でございますので、楽しみにして聞いておりました。例えば先ほどの都市計画とか、そういうのであれば、お金が余り絡まないから非常にすっといくわけですね。

一方で、例えば県費負担教職員の人事権等の市への移譲と、こういうことになってきますと、結局人件費をどうするかとか、財源と絡んでくると、金をどうやってやったらいいのかと。多分、お金の偏在みたいなところがあって、今まさに市長おっしゃるように、一方でシビルミニマムみたいなところは、何らかの線を引いて手当てをしなきゃいけないということになると、お金じゃないところというのは割とイメージがしやすいんですが、お金が絡むところは、先ほど堺屋先生のお話だと、5,000人のところが出てくるんだったらそれでいいんだと。

そうすると、突き詰めていくと、例えば5,000人の村の方がいいというところの人は、ある程度高い値段を払ってもいいんだと、こういうふうになっていかないと、結局値段はよそと一緒になきゃ嫌だけれども、サービスは5,000人の緻密なクローズなやつをやってくれというのはできませんねということをだれが言うのかなということなのかなという感じがします。しかし、最終的に政治でやるということになると、まさにそういう対話をやっていって、住民と向き合っていくと。そのときに、特区とか、地域再生の取組、それから地方行革の関係で地方公務員の給与水準なんかもホームページで公表するというのはやっておりますが、先ほども御議論であったように、よそではどれくらいの値段でどういうふうになっているのかという辺の相場観みたいなものがつくれないと、なかなか難しいなと何となく直感的に思いました。その辺について、現場におられてどういう感じなのかなというのをちょっとお聞かせ願えればと思います。

○河内山委員 人件費も含めて、行政コストというものの開示は今進んでいるわけじゃないと思いますね。何年か前から、市でバランスシートをつくりましょうということで全国的につくったんですけれども、なかなかバランスシートを見ただけでは、本当にうまくいっているのやら、悪いのやらわからない。これは公会計問題ともかかわるんだと思いますね。理念だけではなくて、やる以上は余りにも非効率部分というのはあるじゃないかということとは、それはこういう埋め合わせができるからいいんですという話になるのか、あるいは

それは住民が覚悟の上なんだという話になるのか、その行政コスト計算書というのは、これから先少しこれは専門家も含めて、本当に大まじめにやらないといけないと。

今、日本全国で差が一番如実にあるのは、例えば水道料金なんかではすごく差があるんですね。水に恵まれているところと恵まれていないところ、我が市なんていうのは恵まれていないところの一つ典型例で、なかなか雨が降りませんから、それからあとは差が非常にあるのは、ほかに何があるかなと思うんですけれども、公共下水道の料金なんかも早く整備したところと最近整備したところは差がかなりあるだろうと。それをいろいろな意味で今まで埋め合わせはいろいろなことでやっていますね。例えば、水道料金で言うと、公料金対策というのは国も制度化しているし、都道府県も制度化している。これは余り差が出ない方がいいんだろうと。

先ほど林副大臣が言われましたように、例えば人口規模が少ないところで行政サービスをやろうと思ったら、これだけ高くなりますよ。だけれども、これはこうこうこういう、例えば共同的な事業、いわゆる一部事務組合なのか、広域連合なのか、共同事業でやりますよという意味でいったら、方法がないわけじゃないと思います。単体として行政、だからそのときに必要なのは、例えば基礎自治体が横浜市と青ヶ島村は全部同じことをやっているんですということは、そろそろやめるということが前提だと思うんですね。いかにしてナショナルミニマム、シビルミニマムを一番経済効果が高いやり方でやっていくかということは、少しそういう行政がどういう規模と役割と権限というものの、規模の大小にかかわらず全部同じものを持つというんじゃないくて、行政サービスとして本当にお金を出して買う部分からすれば、いろいろ方法を講じた方がいいと思います。ただ、それでも小さくても、まちづくりとか地域づくりとか、コミュニティの力を背景にやるような仕事というのは、なるべく配慮しながら、小なりといえども独立心を持ってやるという社会もいいのではないかというのが最近合併を終えてみんな思っていることじゃないかと思います。

○江口座長 山東委員、いかがでございましょう。

○山東委員 私は基礎自治体というのは、地方自治の一番大事な問題だと思うんですね。基礎自治体の自立なくして地方自治なしというふうに考えているくらいなんです。それでこの基礎自治体に対する都道府県の関与をできるだけ少なくする。私はこの点では無理に道州制と結びつけて、基礎自治体をどうこうするということを考えるよりも、今日お話がありましたように、さしずめ上の方から支配している県との関係で、自分の方の基礎自治体をどういうふうに自立させていくかということが一番に大事なところじゃないかと思っています。ですから、今日お話しになられたことは、ほとんど全面的に賛成ですね。

それから、2番目にひとつお伺いしたいんですけれども、問題は個々の市町村がどうしても自立できない、個別では自立できない小さい市町村が非常に多いわけですね。ですから、これをどういうふうにするかということに関連しまして、市町村連合とかというようなことが出てくると思うんですね。もしも連合を組んで、そして連合の方で連合事務局なり地域マネージャーというようなものを設けまして、その地域を、割合広いですけれども、

経営的に運営していく。それでそのために地域マネージャーというものを企業からでもいい、あるいはほかの自治体からでもいい、そういうところから呼び入れることによって、自分たちの地域をよくしていくというようなことが、今後の問題として非常に大事なんじゃないだろうかと、常々考えていますので、一応その辺は可能性がまずあるのかどうか、恐らくは郡で言えば昔の郡が2つくらいとか、3つくらいとかというような、県によっても違いますけれども、そういう広さになるのではないかと思いますけれども、何かそういうことについて感触をちょっとお聞かせいただければありがたいと思います。

○江口座長 河内山委員、よろしく。

○河内山委員 物事を政治的に決定をする権限というのは、これは選挙で選ばれた人間が最終責任を負う仕組みをこれは持たないといけないと思います。ただ、与えられた権限をいかに効率的に、合理的に、あるいは経済的に執行するかということで言うと、これはシティマネージャーを初めとしまして、いわゆる行政運営のプロフェッショナルみたいなものをこれからつくっていくことは、これは行政運営をより効率的にするためには大事な点だと思います。今のところ、なかなかトップマネジメントを外部の人を入れるというところまで世の中はまだいっておりませんが、これはそれぞれの自治体で判断をすれば政治的任用を初め、いろいろな方策はあるだろうと思います。

私は、これからの姿として、何でもかんでも小規模自治体はどうにかして合併をさせるというような話じゃなくて、いろいろな形でマネジメントをうまくできるような仕組み、場合によっては共同化をしてマネジメントをしていくというようなことをこれを考えていく方がいいのではないかと、これは繰り返しになりますけれども、合併のエネルギーというのは、かなりみんな疲れ果てたところがありますから、そういうことも必要ではないかという、そういう意味では山東委員が御指摘のように、マネジメントのできる仕組みだとか人だとか、あるいは組織とか、そんなものを少し考えていく時代ではないかと思います。

○江口座長 ありがとうございます。

長谷川委員、いかがですか。

○長谷川委員 この事例集を見て、私は改めてメディアの人間として自分の無知を恥じなければいけないというか、よく知らない、ぼんやりとしか知らなかったけれども、これを読むと何だ、こんなことがあったのかということがたくさん出ていて、率直に言って驚きました。

例えば、3ページの虐待の話、虐待は今や新聞、メディア、大変なテーマになっているわけですが、児童相談所が実は県の設置で、しかし市区町村が一般的な相談を受けていると、こういう話を聞くと、なるほど県を空っぽにして、市区町村に権限をおろした方がもっとよくなるなということはずぐわかるなと。

それから、先ほどもありましたけれども、17ページのこれも私は知らなくて、今読んでびっくりしたんですけれども、県費負担の職員と市費負担の職員というのが小・中学校に混在していて、給与をだれが払うかによって身分格差として扱われがちであると。つま

り同じ小・中学校の中に県費の人と市の人がいるんだなと、こういうことは私は知りませんでした。なので、ここはこういう事例集をもっとわかりやすく、これは6月4日に取りまとめられたわけですから、つい最近取りまとめられたようですが、こういう話をもっとプレゼンをわかりやすくされて、大いに宣伝されたらいいんじゃないですか。私もメディアの人間ですから、折にふれてこれを実ながら、所々ちょっと使わせてもらおうかなと思ったぐらいでございます。

こういう話を聞けば、二重行政という四文字熟語になるほど、こういう中身だったのかということが一発でわかるので、とてもいいなということがまず感想です。

それから、冒頭堺屋先生の方からもお話があった個性を競う、いわゆる競争の概念ですね。これはとても私も大事だと思っております、そういう競争を促すような枠組みをつくるべきだという提言をするのがこのビジョン懇談会のまとめに入ってくる話なんだろうと思っております、もちろん意識改革とか、そうは言っても国に頼る気持ちが残っていると、そういう問題はあるんでしょうが、そこのところをこのビジョン懇で打ち出してみても、それは言ってみれば共食いしているような話なので、それを私は枠組みができてしまえば、おのずと競争というのはできるというふうに思っております、ビジョン懇というか、提言を出す立場から考えれば、とにかく枠組みをつくるのが大事だぞというところまでを言うことが大事だというふうに思っております。

それから、3番目はプレゼンの中に都道府県を合併ではなくて一遍空っぽにする、ゼロにしてそれからという話で、それも確かにそうだなと思うんですが、しかしここで議論しているのは道州制なわけですから、道州がゼロになるわけではなくて、じゃ、道州の役割は一体何なのかという話はまた別途必要な議論だろうと。そのときには、多分例えば地域経済の活性化みたいな議論は、これは市町村単位でできる話では必ずしもない。道州の方がインフラ、あるいはリソースを考えても、経済の活性化に役立てる部分というのはあるんでしょうから、それはそれとして、また空っぽだけじゃなくて、10か20か知りませんが、その議論はまた別途必要だなということは思っております。

以上です。

○江口座長 今のお話には私は非常に関心を持ちました。

それでは、草野委員。

○草野委員 ごめんなさい、ちょっと私は途中からだったので、後半しかお聞きしてないんですけども、ここにある地方公共団体として都道府県にかえて道州、都道府県は廃止する方向でというお話がありました。住民の行政サービスを担うのは基礎自治体であるということと言うと、先ほどからおっしゃっていた方がいらっしゃったんですけども、果たしてそれが本当に住民にとって、より開かれた形になるのかどうかということは、ちょっと疑問を持ちます。今の形を決していいとは思わないんですけども、基礎自治体があって、県があってというところの関係というのは、何か特に地方に暮らす人間にとっては、ある種いろいろな目があるという安心感のところがつながっているようなところもあ

って、それが基礎自治体の中の1人であり、そこがすべての窓口であるというときに、その上は道州にいつてしまうというときに、非常にそこが遠い感じというのがありやしないかなというふうに思いました。だから、方向性としては私も大賛成なんですけれども、基礎自治体と道州の間につなぐコーディネーター的な役割というのを担う部分というのをどういうふうにお考えになっているのかなと思います。

先ほどから基礎自治体の自立というふうに、本当にそれは大事だと思うんですが、多分それに成功している事例をおっしゃいましたけれども、それはごくごく本当にわずかで、そういうプレッシャーの中で多分全国の自治体でもがいているところが大半なんじゃないかなと思うんですけれども、果たしてどうぞ競争してくださいといったときに、やらなくてはいけないんだけれども、本当にそれが可能なんだろうかということは少し思います。

○江口座長 お答えはありますか。いいですか。

○河内山委員 何の制度改革をしましても、段階的にやっていかなきゃいけないことや不安をあおるだけで物事を新しくつくっても、これは意味がないと思いますので、草野委員がおっしゃったように、まるっきりかつ違った形で、今までは例えば車で1時間も走れば県庁があったにもかかわらず、今度は新幹線で行かなきゃいけない。それが本当に安心なのかというようなことは、多分当分残るんだろうと思います。だけれども、これは市町村合併もそうなんですが、最後まで残らなきゃいけない機能とか役割とか、あるいは組織とかは一体何なのか、あるいは本当はいいんじゃないのという組織もいっぱいあるわけですね。そういう意味では、段階的に変わっていく中で、みんながそれはよしとするというか、大体いいのではないかという方向をつければいいんじゃないかと思います。

ただ、最終的なでき上がりのところのことを決めずにやりますと、当面置きましょうとって当面置かれているものは世の中にいっぱいあるわけです。地方自治の仕組みの中でも、当分の間こうこうするということが昭和20年代に決められたことがいまだにやっていることはいっぱいあります。もっと言うと、市町村行政をやる中で太政官布告が根拠になっていることもいまだにあるわけですから、そういう意味で言うと、当面何とかしようとかというのが余りにも残り過ぎると余りよくない。やるのであれば、こうこうこういう姿をつくるんです。ただ、その段階に行くまでにこういう暫定的な措置は必要じゃないでしょうかというぐらいでやらないといけないかと思いますね。

あと自立をみんな求められたら大変だということですが、実は今現時点で特に平成16年以降、交付税削減ショック後はみんな自立の道を歩まない大変だということで頑張り始めているんですね。ただ、それはみんな頑張っているんだけど、成果がすぐ出るところとなかなか出ないところといろいろあると思いますけれども、それはみんなその気にはなっていると思います。

○江口座長 先ほどの草野委員の方から、基礎的自治体と道州制の距離があり過ぎるんじゃないかという、それを何かつなぐというようなことも考えないといけないんじゃないかというようなこともありましたけれども、御専門の立場で岩崎委員の方はそういう基礎的

自治体と道州との関係というのは、どういうふうにとらえたらいいのか、ちょっと講義をしていただきたい。

○岩崎委員 まず、今の宿題から答えるとなると、基礎自治体と広域自治体は2つのレベルにそういう地方政府があるわけですから、存在意義が違ふとまず考えるべきです。今日のお話は基礎自治体の話ですが、これは人に近いわけだから、分権型社会をいかにつくるかということで、近い自治体と住民の間の協働とか、いろいろなガバナンスとか言われていますけれども、そういうことだと思ふんですね。

それは市民社会を豊かにする、日常空間において公的な担い手をふやす、そういうことだと思ふのですが、そのアプローチと道州制の道州のアプローチは違ふと思っております。広域自治体の改革というのは、今は県ですが、それを大きくするということですが、これは分権型国家をどうするかということなので、そういう視点から見ると、県が道州になることで遠くなるということではなくて、国が道州になること、国は道州になりませんけれども、国の権限が道州というより大きな地域ブロックで担われることによって近くなる。1億2,000万人が一つの法律のもとですべて画一的な法令でいろいろなやり方まで縛られています、道州が何をやるかということが重要なんですけれども、多分産業とか雇用とか教育とか、そういうのだと思いますが、国が全部南北何千キロの国を同じルールで縛っていたのを地域ごとに決められるようになるということは、人々から見たら県よりも遠くなるのではなくて、国よりも近くなるというふうに考えるべきだと私は思っています。アプローチをサブシディアリティといっていつもこういくのではなくて、道州制は分権型国家をどうつくるかという視点が重要だという気がしています。

それで、もう一ついいですか。

お聞きしたかったのは、第1次分権改革は機関委任事務制度の廃止であったということで、確かに市町村は余り関係はないというか、そういうことだったと思ふんですが、今第2次分権改革が始まっているということですが、私は三位一体改革と呼ばれる改革の中で税源移譲が行われ、住民税が上がることで、住民が地方分権を多分少しずつ実感していると思ふんです。住民税が上がるのは6月からでしょうか。

政府の説明は所得税から住民税に移したので払う額は同じということですが、定率減税もなくなりましたし実際は増える。そうするとお聞きしたいことは、住民税がふえるということは、一番近い自治体、納めているところとの関係をちょっと厳しい目で見るとなると思ふわけですが、自治体と住民の関係に変化が起きているのでしょうか。これは理論とか理念ではなくて、実際に払うお金がこんなにふえたのにあれは何だ、これは何だということて来ると思ふんですね。払いたくないとは言えないと思ふので、使い方にすごい気をつけるようになると思ふんですが、住民の反応はいかがでしょうか。

私は住民と首長さんと議会の三角形が比較的正三角形的で相互に緊張関係でいなくてはいけないと思っています。チェック・アンド・バランスですね。でも、そういう自治体はかなり少ないような気がするわけです。議会との関係も少し考え直さなくてはいけないし、

地方自治体としての信頼度も上げなくてはならない。そういう問題は、別に道州制でなくても、今できることがたくさんあるわけです。そういうところを地道におやりになっていくことと、分権型国家の道州制ということを経験に入れながら考えるのか。今やらなくてはならない変化にいかに関わり合っていくかということが重要であると思います。市長さんとしてはそうだと思うのですが、市長会としてはどう思っているのかということをお聞きしたいと思います。私は基礎自治体というのは、人に近いから、あくまでもヒューマンであるべきだと思うんですね。けれども、広域自治体というのは戦略的であるべきだと思っています。そういう切り分けみたいなものが日本ではなかなかないですね。国と地方と一くりに言ってしまう。違う中身の政府があるということで、一番近い政府でできないことというのは一体何なのかということをご教えてください。

○江口座長 どうぞ。

○河内山委員 人的なサービスというのは、これは基礎自治体を中心に絶対担うべきだと思うわけですね。それで、今度は都市計画とか農地をどうするという話じゃなくて、国道をどうするんだとか、あるいは道路は幹線道路というのはどういうふうにつないでいくんだと、これは基礎自治体があると失敗するかもしれません。

わかりやすい例で言いますと、高速道路を基礎自治体は要望というか、お願いはしますが、基礎自治体がすべてお願いすることを踏まえて道州や国が高速道路の路線を決めたら、これは2点を結ぶ最短距離は直線であることから全然変わった路線にいっぱいなるわけですね。そういう路線もいっぱい世の中にはありますけれども、だから国が担うべき仕事と基礎自治体が担うべき仕事というのは、歴然として差というか、違いはあると思います。人的なサービスをやるのは、基礎自治体が担うべきだと。

今税の話が出ましたが、多分所得税が増税とか、いわゆる定率減税が廃止されなくても、税務署長さんのところに電話がかかってくるということはないだろうと思うんです。けれども、この三位一体改革で地方税がふえ、それから同時に定率減税も廃止されましたので、物すごくふえるわけですね。そうすると、税務課の人たちはちょうど全国の市町村は通知をしたところだと思うんですけれども、いっぱい電話がかかってくる。

私のところは、個人的にもこの間久しぶりにある方が電話してきて、名前を聞いたから多分この人は税金の話をするだろうなと思ったら案の定だった。非常に関心も強いし、関心も高いし、言う先があるんですね。これが基礎自治体のつらいところだけれども、いいところなんです。悪い面だけでなく、市町村長というか、私は市長ですが、市長をやっているうれしいことというのは、本当に細かなことでも、例えばある変化を市民の生活の形からするといい方向に変化したということについては、すぐさまほめてはくれないけれども、忘れてないですね。

10年前ぐらいに保育料が高いというので、2人目、3人目の方の保育料をそうかといって下げたことがある。そのときには何も言わずに、その御当人が高校生になったんですね。そうすると、当事者である高校生の女の子が私が保育園に行っているときに、私の

お母さんが市長さんなんかには相談して保育料が下がったので、すごくお父さんとお母さんが喜んでましたという話なわけですね。だから、結局今のお金の話というのは、本当に近くで収入し、近くである意味では上手に配分していくというのか、これが非常に民主主義の基本だと思いますので、したがって税源移譲は我々にとっては大変ありがたいし、それからある意味ではもっと行革をやれという声がこれからたくさん出てくるとは思いますけれども、それは大事な点じゃないかなと思います。

○江口座長 どうぞ。

○岩崎委員 今の保育料の話など典型だと思うんですけども、身近なことであるがゆえにずっと覚えているというのはあると思うんです。

お聞きしたいのは電話の内容なんですけど、つまり上がるのはけしからんとかそういうことなのか、それともなぜこんなに上がるのかということなのか、それとも使い方がひどいのにか、こう上がるのはたまらないとか、歳出、歳入の一体的な視点から言っているのか、どのような電話がかかっているのでしょうか、教えていただけますか。

○河内山委員 これは税務課の窓口にかかってくる、あるいは担当者にかかってくるのは、大半は今年から上がっているが、なぜ上がったのか、間違いではないか、これは数年前の老年者控除とか年金の控除が変わると、市町村が徴収している地方税ももちろん変わりますが、国民健康保険税から何から全部変わっていくわけですね。今までは所得階層で言うとBクラスだったということがAクラスになるとどんと上がってくると。したがって、これは間違いじゃないですか。ですから、物すごい問い合わせが来ます。全国の自治体かにいっぱいかかっていると思うんですね。

あとは政策的にというのか、税のことについてちょっと関心の高い方が例えば税務課長じゃなくて総務部長に用事があるとか、副市長に聞きたいとか、あるいは市長に聞きたいというのは、これは完全に税金がこうこうこう変わったんだから、そのことは何に今度は使い方を变えるのかとか、あるいは上がった以上はもっと何々をきちんとしろとか、それはそういう話ですね。

○江口座長 篠崎委員、何かございますか。

○篠崎委員 都市自治体の将来の姿ということで大変いいお話を伺ったんですが、大都市圏の圏域だけを見ておりますと、先般の合併でも、そんなに合併は進んでおりません。私の住んでおります大阪府下でもたった1例でございます。今2例目が出ているんですけども、その2例目が出てきたときに住民の方々に説明のための資料が自治体から出てきたんですね。たった1枚のB4の資料ですけども、それを見ると本当にはっきりと今どれだけ財政的に難しくなっているかというのがわかるんですね。

もうやっていけないとなったときに初めてわかりやすい情報が開示される、こういう情報を常日ごろ出していただいていたなら住民はもっと前向きに考えられたのではないかと思います。それにひきかえ大都市のまだまだやっていけている市はそういう情報も開示しないし、市民の方も何となく合併もないしということで、余り危機感もなくすごしているん

ですね。ところが、大都市圏を見ますと、先ほど10万人が大体適正規模というお話があったんですが本当にそうかなと思ってしまいます。大都市のスプロールでできた郊外都市の場合、ベッドタウン都市として余りそれぞれ個性もなく、自分の家の前の道路を隔てたら違う市であるというぐらいの似通った地域があって、そこでは行政効率を上げようと思えばもっと規模が大であったほうがいいんじゃないかという、そういう視点もあるかと思うんですね。そういう視点からいくと、もう少し基礎自治体の合併が、進んでもいいところが多いんじゃないか。私は大都市圏では、そういうこともあるかと思うんです。

そのときに、住民の方々がただでさえ大都市住民は無関心の人が多いのに、大規模になることによって、もっと無関心になるんじゃないかという危惧もあるかと思うんですが、私は合併を考えるプロセスというのは、住民の方々に自分たちの地域のことを理解してもらうすばらしいプロセスだと思うんですね。学習のプロセスだと思っております。特に大阪でたった1例の合併例ですけれども、そのときに地元説明会で住民の皆さん方喧々諤々と議論をし、いろいろな自治体情報を得て自分たちのまちをどうつくっていくのかという意識を持たれた、そういう機会を得られたという、そのプロセスが非常に私は大事だと思っておりますので、大都市圏でももう少し合併が進んだ方がいいのではないかという視点も持っております。そのあたりはいかがなんでしょうか、まずそれをお聞きしたい。

○河内山委員 人口が何万人が適当かというのは、これはあくまでも余り深い意味のある話ではないので、それは御理解いただきたいと思います。

いろいろ全国は地域的に見ますと、西日本は非常に合併が進みました。西日本の中でも合併が進んでいないところもあります。例えば、宮崎県というのは合併が進んでいないんです。なぜ進まないかといったら、これは道路が悪いからです。一緒になるといって、こんな隣まで行くのに時間がかかるのに、これで一つのまちと言えるかというような感じなんですね。例えば、山口県とか広島県というのは、意外と合併が早く進んだ。岡山県もそうです。これは合併しないと大変だという気持ちもあると同時に、大体隣まで行くのにそう苦労もなく行けるんじゃないかということもあって合併が進みました。

大都市圏は、これは合併に対するインセンティブが余り働かなかったんですね。ですから、合併に対する感覚というのは本当に全部違います。大都市部では、本当になぜ合併するのかというときに、言い方は悪いんですが、田舎へ行けば行くほど合併をしないと立ち行かないではないかという危機感があって合併が進んだという面がありますから、大丈夫だと思っているところは合併が進まないんですね。

ですから、大都市部で今後もそう合併が進むことは余り想定されないと思いますが、これは住んでおられる方がまさしく決めることでございまして、いざ財政が悪いから合併して、合併したからといって財政がよくなるわけじゃ決してなくて、それは10年ぐらいかかります。その間、本当にみんなで市民もみずから立ち上がるとか、NPOをつくってアウトソーシングの受け皿になろうとか、そういうことを同時進行でやっていかないと、大

都市部の合併の効果というのはなかなかうまくいかないんだろうなと思いますね。関心がないのは、これは今までは幸せだったということだろうと思います。幸せなところは関心がありません。夕張のことが出るまでは、日本国全体関心なかったんです。夕張のことが起こってから、みんな全国でうちは大丈夫なのかという話がみんな起こり始めたわけですね。それはかなりよくないことではあるんでしょうけれども、財政のことを余り心配してなくても済むのは幸せといったら幸せですね。

○篠崎委員 今そういうことをお聞きしましたのは、私は国の権限を道州という身近なところへ持ってくる、あるいは基礎自治体で行政サービスを、生活サービスを総合的に担うということになったときに、住民の方々、国民の方々が自立して、どこまでを行政に、官に任せるべきなのか、国から地方へと同時に、官から民へという、その民という国民一人一人が自立してここまでは自分たちでやるけれども、ここから先を自治体をお願いしたいんだというふうなことを考えていかなければいけないと思っていますが、今残念ながらそういうことを平時では考えないわけですね。それで、そういう意味では合併という一つの機会というのはいい学習機会であると思っています。

そういうことも考えますと、さっきの10万ぐらいの適正規模の自治体をこえる大都市圏の大きなところとを考えますと、地方制度調査会でも検討されていたんですけれども、大都市州という発想もあるということでございましたよね。そういうことも少し全体の中で考えていかなければいけないのかなと思っています。

○江口座長 全国市長会で10万人というのは、私は非常にアバウトだというふうに思うんですね。私どもはプロジェクトで4年間計算した一番経済効率のいい人口というのは、30万人から45万人ということで、これはもし場合によっては次に必要とあれば資料はお配りしてもいいですけれども、計算すると大体そういうところになってまいります。先ほど副大臣がおっしゃったように、5,000人というところがあってもいいと思いますけれども、それはそれだけの負担も覚悟して選択をしていくというようなことも考えていかないといけないというようなことになって、この10万人というのはどこから出てきたのか、私どもの計算というのは、とても10万人という数字では行政が成り立っていかないといいような、これはご返事は結構でございますが、そんな感じがいたしております。

芦塚委員、一言ちょっと御意見を。

○芦塚委員 1点感想と1点質問をさせていただきたいと思います。

私ども九州では、第2回の取り組み、九州で一体となつての検討の取り組みについて御報告させてもらいましたけれども、その後また第2次といいたしましうか、九州地域戦略会議と言いますけれども、知事会と経済団体が一緒になって立ち上げて検討を進めるようになりました。その課題といいますか、その目的とするところは、もちろん九州モデルの道州制の姿ということですが、1つは役割分担、今国、道州制は国家統治機構の大変革であるという、それはそのとおりの地方分権の魂でやるわけですけれども、役割分担、国と州と基礎自治体、この中で大きくりのそういう権限その他、それはいろいろ出ておりま

すし、それもありますが、今日こちらの市長からちょっと御説明ありましたように、具体的に、大くくりは大くくりで、もっと具体的にこういう課題、それを出して、そしてこれは住民といいましょうか、住民に一番説得があるのは具体的課題であると、具体的テーマであると。それを基礎自治体と州と国との関係でどうするかと、それによってちょうど発言がありましたように、その地域がその特性を生かして活性化をやって、ビジョンと我々は言っています。九州ビジョン、各地域がお互いに栄えていくということに材料に使いたいというふうにして、そういう意味で今日御説明いただきました主な改革の方向、これはいい材料で、これを基礎自治体がこうということで、あとは道州制の方にどう反映してやっていくかということで大変参考に、これは私どもの委員会の方もこの議論の内容を踏まえて検討を進めるというふうにしておりますので、大変参考になりました。

もう1点、ここにちょっと書いてありますけれども、道州制になった時の大都市、政令都市、その他取り扱いはちょっとここにははっきりしませんが、ここの中にはここは少し権限をふやして、また一般の基礎自治体とは違った方向でもいいのではないかな。そうなりますと、道州制に移行した場合、濃淡ができますね。それが例えば九州では九州州の一体的な発展と社会資本整備をやって、経済政策と一体とやる中でうまくいくのかなというのが一つ、ちょっと九州で議論の中で疑問点と。

それと、さっき出ていますけれども、取り残された基礎自治体、これをどうやって、実力を上げてそれだけの力をつけて、基礎自治体として方策を考えるかということもよく議論になります。先ほど言いました政令都市その他の取り扱いについては、何か御意見がありましたら。

○河内山委員 政令市を初め、自力のあるところというのは、余り議論しなくてもいいぐらいの力をつけているので、そこはどうぞ御随意にということはあるだろうと思うんです。それは州に匹敵するような仕事ができ、それこそ二重行政にならないように工夫していくと。それは芦塚委員の九州で考えましても、例えば福岡県の北部ぐらいはいいんだけれども、大分と熊本と福岡の県境にあるような地域とか、あるいは鹿児島と熊本、宮崎の県境にある地域とか、そういうところはどうやって、ある意味ではちゃんと基礎自治体が仕事ができるような道州との関係にするためにはどうしたらいいのか、そちらの方がポイントではないかと思うんですね。大規模な方は……。

○芦塚委員 前半の政令都市その他をもっと一般の基礎自治体より余計権限もやって、税財源もつけるでしよう、そういう方法がいいのか、基礎自治体は基礎自治体、同じじゃないかという議論もあるんですね。

○河内山委員 先ほど篠崎委員もお話しになりましたけれども、大都市部の、大都市部というのは非常に人口が集中しているところの基礎自治体は基礎自治体でまた違う悩みがあるんですね。ですから、そういうところはどう考えたらいいのか、私もよくわかりません。ただ、政令市の方々は口に出して言っておられるのは、都道府県と明確に役割分担を変えていかないと無駄が多いというふうにはみんな言っていますね。

○江口座長 ちょっと時間も迫ってまいりまして、山下委員、いかがでございましょうか。
○山下委員 先ほど話がありましたように、西日本で市町村合併が進んだということで、私が参っております徳島も平成の大合併で50から24に半減以下になりました。第1反応というのは、合併して何がよかったのかなと、不便になったというようなことがありますけれども、ごく最近ちょっと耳にしたのは、多少プラスの反応もありまして、知名度が上がったと、他県の人に自分の新しい市の名前がすっと通ったということで喜んでいるという声もあります。ですから、長い目で見ればだんだん合併も受け入れられていくのかなという期待感を持っております。

私は一つ申し上げたいと思ったのは、基礎的自治体に権限移譲していきたいと、いかなきゃいかんという議論の方向ですけれども、その場合、当然財源もついている。私はより重要なのは人材だと思うんですね。権限が移譲されたときに、それを執行する人材も霞が関から移譲されないと、権限だけ移っても決まらないという部分があると思うんです。問題は人材が本当に移住してくれるかどうかという問題がありまして、自然環境がいいとか、住宅事情が少し広い家に住めるとか、そういうことがあるんですけども、ポイントは教育だと思うんですね。教育がしっかりしていないと、みんな単身赴任になっちゃう。単身赴任だといろいろな問題が社会的な面でも起きますから、私は教育をしっかり全国、これこそシビルミニマムだという今日のお話のとおりなんですけれども、そういうふう思うんですけども、私は数年前に徳島の県の教育委員もやっておりましたけれども、そのとき聞いた話で、教員の悩みは自分のスキルをレベルアップしたいけれども、朝早く県都徳島で研修があると、郡部から3時間、4時間もかかると。結局、行きたい研修も行けないと、子供たちに最高の教育をフィードバックできないという悩みを聞いたことがあるんですね。結局、これは道路の問題なんですね。教育のレベルも全国同一にしなきゃいかんというときに、道路とか、そういう社会インフラも入ってくる。すべてが関連してくるということで、私は財源の水平調整というものが今後は十分に議論されなきゃいかんのではないかなというふうに思っています。

○江口座長 おっしゃるとおりだと思います。

福田委員、いかがでございましょう。

○福田委員 せっかくの河内山委員の御説明、プレゼンをちょうど濃霧の発生で1時間飛行機がおくれまして、大変失礼いたしました。ちょうど終わったところ入りまして、別に扉の前で待ってあったわけじゃございませんので。

私の方としては、中国ブロックといたしましては、7月下旬にシンポジウムを開きたいと。これは中国5県の賛同を得て、経済界も知事会の方も了承していただきまして、賛同していただきまして開催する予定でございまして。いかに住民の人の関心を喚起できるかという、それを中心にいろいろ頭を悩ましているところでございまして。そうは言いながら、我々もこれまでいろいろやっけてまいりましたけれども、なお皆さんの住民の意識というのは非常にまだまだという感じがいたします。

道州制を議論する上で切っても切り離せない地方分権の必要につきまして、多くの方々が御指導はされていますが、住民意識の浸透ということについて、いま一步さらに加速する必要があるんじゃないか。もちろん今回やりますシンポジウムがそのミッションを負っているというのは重々承知しておりますが、各ブロックの道州制シンポジウムがさらに大きな効果を上げるためには、ぜひ国としても予算をとっていただきまして、もっと幅広い啓蒙活動を実践していただけないだろうか。例えば、日本経団連が公表しておりますところの道州制憲章7カ条というものの、こういったキャッチコピーの創作、あるいはポスター配布とか、マスメディアを通じた周知ということが必要であろうと。また、地方の痛みというのがなかなか理解できないであろう、また地方の思いと大きく異なるであろう首都圏住民を対象としたシンポジウムの実施、あるいは霞が関の関係省庁の意識改革といった方策についても、同時並行的にやっていただきたいということがございます。

それから、知事会の方といたしましては、道州制の論議が先行したりすることによって、肝心の地方分権の方がおざなりになるのを一番怖がっておるというのが知事会の一つの意識だと思いますけれども、私もその点は随分心配しております。地方分権をきちっとやった上で、道州制というのが描けるわけでございます。そういうことで、ぜひその辺は両方からのメッセージというのが出る必要があるのではないかとことを言っております。

それから、前回私は今このメンバーは同じ同心円の人たちの意見が次々に言っておるわけございまして、これが回を重ねますと、だんだん、だんだん余り違和感のない、迫力のないものになるのが落ちだろうというふうに思っていますので、ぜひ違った同心円を持つところ、この間はカープの野球にたとえて9回までの話をしましたけれども、もっと早い段階で異なるもう一つの同心円を持つところの首都圏の人の意見をぜひ本音の意見というのをこの次の回か次の次の回ぐらいには、ぜひ座長の方へお願いしたいんですが、この場でやっていただけないだろうか。地方のプレゼンということをまずやって、それを受けて首都圏の方が本音プレゼンをしてくれるという、そこでお互いの全体の世界というのが浮かび上がってくるわけでございますので、問題の所在をきちっととらえるためにも、そういう意味でぜひ早い段階でこれをやっていただきたい。

○江口座長 わかりました。

首都圏でどなたか適当なゲストスピーカーが見つければ、ぜひ一回ここで話をしていたくというようなことにしたいと思います。

村上委員、いかがでございましょうか。

○村上委員 時間もございませんので、一つの点だけ自分でもよくわからなくなっている点は、前回もちょっと申し上げたんですけれども、基礎自治体を強化していくというのはもちろんこれが一番大事な地方分権の施策だと思いますけれども、先ほど来議論がございましたように、単位にならない基礎自治体をどうしていくのかと。フルセットで県から権限を受け持ってやれる自治体は県の方からここへ来て、そこで道州と二層にしていこうということが一番合理的なような気がいたしますけれども、そういうフルセットで持てない市

町村が随分残っていくということになると、こうしたところをどうしていくのかということ。広域連合とかという仕組みもありますけれども、関西では二、三年広域連合の研究をいたしていますけれども、なかなか広域連合で処理できる事務というのは限られてきますので、非常に難しさもある。そうするとこれをいきなり二層にして、地方のそうした単位にならない市町村の上にすぐ道州ということになって、その地区から見たら、これは場所も遠いというようなことになってくる。そこで、基礎のことは基礎の県がよくわかっているということで、従来の県でないにしても、それにかわるような郡のような、何かその地区の特色を出すような、その地区では三層になるような仕組みが、道州制を検討していく場合でも必要ではないか。そういう仕組みを考えていくことは、前回の鎌田委員からも御説明いただいたフランスにあれするというわけじゃないんですけれども、本当の意味での地方分権の難しさというのはその辺にあるのかなと今も御指摘のあったとおりでございます。そこだけはちょっと。

○江口座長 それでは、最後になりましたけれども、大久保委員の方からコメントをいただきたいと思います。

○大久保委員 国と道州と基礎自治体という3つの体制になったとして、その役割分担という問題のことを考えたときに、どう言いますか、シビルミニマムと言っていいのかと思いますけれども、一番基礎的な「市民を守る」という役割を基礎自治体が負うんだと。それで、そこをやっているときに、今現実問題として例えば医者が来なくて病院がなくなるとか、あるいは先ほどおっしゃったように、教育の問題で先生が集まらないとか、そういうようなお話があるんですが、河内山さんの支障事例は非常におもしろくて、大変いい資料だなと思っているんですけれども、例えば5ページのところで病院の開設その他の権限を基礎自治体にくれと、本当にそういうことで今の問題点が解決されていくのかどうか、本当の本質的な問題なのかどうかということと、あるいは教育の問題なんかでも、その辺の基礎的なシビルミニマムをやるための基礎自治体として、本当に考えないといかん問題というのがここでいろいろあるように、三百何であるようなそういう権限を県からもらってくるということで、本当に解決するのかという感じがしたのが一つと。

それだけです。

○江口座長 大久保委員には来月というか、次回いろいろお話をいただきますので、そのときにまた。

どうぞ。

○河内山委員 全国の市町村で今一番みんな頭が痛いのはお医者さんの問題なんです。どの方にも言っても、大都市は大都市なりに、田舎はもちろん深刻です。結局、権限を移譲したからすべて解決するわけでは絶対ないと思います。しかしながら、権限も責任感もないところが仕事をしていると、これはいい結果は出ません。都道府県ももちろん一生懸命やっています。厚生労働省もやっていますけれども、厚生労働省の人に山口県の何々町のお医者さんをどうこうせいという権限はあったとしても発揮できません。県知事

さんも発揮できないんですね。ですから、当然それは裏打ちとなる財源はどうか、病院を開設したけれども、どうやってノウハウを蓄積してやっていくか、もちろんそういうものはワンセットですけれども、だからといってできないからといって権限も何もないというのは一番地域住民にとっては不幸だというふうに思いますので、そのところはこれから先重要な課題には権限と財源と先ほどお話があった人間、ワンセットでなるべく身近なところで受け持てるようにする方が私は幸せだと思います。

○江口座長 ありがとうございます。

ちょっと議論も尽きませんけれども、河内山委員、ありがとうございます。一応終わらせていただきます。

最後に、前回南山委員から御説明がありましたけれども、北海道で行われました道州制シンポジウムについて、参加されました鎌田委員より、さらにちょっと一言だけ御説明をしたいという申し出がありますので、鎌田委員の方からちょっと御説明をいただきたいというふうに思います。

○鎌田委員 前回終わったことを蒸し返すようなことで大変申しわけありませんが、前回ちょっと発言の機会を逸してしまったものですから、札幌の道州制シンポジウムというのは、これからブロックで行うシンポジウムの最初のシンポジウムということですので、今後の御参考になればということも含めて、お話しをさせていただければと思います。前回、南山会長から詳細な会場からの発言は皆さん御承知かと思いますが、会場とどういうやりとりがあったのかということについての説明がありませんでしたので、補足も含めてちょっと御報告したいと思います。

私の方からは、報告の内容としてはここに書きましたけれども、1点は今国民の間では必ずしも道州制に対する賛成の声というのは上がっていないと。これは1月の日本世論調査会という全国の地方新聞社でつくっている世論調査会の全国の面接調査の結果ですけれども、道州制に反対というのが62%を占めているということです、一方では、自民党で道州制の論議が具体的に進んでいるということで、私は政高民低の状態であるということを示しました。

道州制は究極の地方分権なんだということを2点目で申し上げました。これは先ほど岩崎委員の方から、詳細なお話がありましたので、そういうお考えを援用させていただいた次第です。

移譲のことを踏まえて、国民には何のための道州制なのかというのをわかりやすく説明する必要があると。新しい国の構想として示すことがビジョン懇談会の役割じゃないかということを示しました。

それから、特に九州では自動車産業の集積などで、今具体的にブロックでいろいろな動きが出てきているところがありますので、ぜひそういうところでブロック内の連携を進めることで具体的に成果を示すという、こういうことが非常に大事なのではないかとということを示しました。

それから、道州制特区に関しては、高橋知事の方からいろいろここでもやりとりがありましたので、今後の権限移譲ではできる限り道民の生活に密着したような、関連したようなわかりやすい権限が臨まれるんじゃないかということを申し上げました。

質疑での発言ですけれども、２点に限ってお話ししますと、今の状況を反映して、北海等の参加者からは地域の格差に関する関心が物すごく強い、そういう御意見が出ました。特に財政力の格差に関して調整制度が必要じゃないかということで、会場の方は具体的に全国の１人当たりの所得税の納付額は14万円だけれども、東京の千代田区は2,900万円じゃないかというお話し合いがありまして、私は千代田区と中央区、港区の３区が飛び抜けて納付額が高いんですね。これは東京全体の納付額を押し上げているという状況があって、必ずしも東京すべて、全体が高いわけじゃないということを申し上げましたけれども、いずれにしても地域間の財政力の格差というのは、これは道州制以前にやらなきゃいけないことで、道州制になっても当然財政調整制度は必要だと。特に東京とか関西など、一部を除けば今の状況で例えば北海道のように財政的に自立ということは、まず不可能だと思いますとはっきり言いました。それで、そういう意味で言えば財政調整制度は絶対欠かせないということを申し上げた次第です。

それから、今ずっと河内山委員の方からお話がありました基礎自治体に関してもどうなっているというのはそのときに御質問がありましたので、懇談会でも折にふれて議論になっているということを申し上げて、合併に関してはこういう状況になると、ある程度合併が進めやすいところは進んだ状態になっていると。だから、日本経団連の方から300、500というようなお考えが出ていますけれども、これは現実から見ると机上の空論ではないかと、特に離島や中山間地など、合併の効果が薄いところが多いわけですので、これ以上強制的な合併は進めるべきではないと。現状の基礎自治体の状況を前提にして議論が必要じゃないかと。その場合に、今回のこの場でも出ましたけれども、小規模の自治体の補完をどうするのかというところでは、県の役割などについてもこれから影響するんじゃないかというようなことを申し上げました。

シンポジウム全体では、特に会場の方からどんどん御質問が出たりして、我々もそれに対してはすぐマンツーマンで答えられるようなということで、かなり活気のあるやりとりでしたので、次回以降もぜひそういうふうな雰囲気になっていただければと思います。

詳細な議事録は、道経連の方で今作業中ということですので、また配布などがあるかもしれないけれども、今後の御参考になればと思います。

以上です。

○江口座長　ありがとうございました。

基礎的といった300について、根拠ということですがけれども、これについてもし必要とあるならば、全国をどういうふうに区割りしたらいいのかということは私の方で４年間ずっと研究してきた、そういう区割りがありますから、これも御提示させていただいてもいいというふうに思いますが、根拠があつての300というふうに私は申し上げているとい

うことでございます。

ありがとうございました。まだまだ意見が足りない、意見が尽きないということであり
ますけれども、予定をいたしておりました7時が4分ほど過ぎましたので、本日の議論は
ここまでとさせていただきたいというふうに思います。

次回の会議では大久保委員にひとつ御説明をいただく予定であります。開催日程につ
きましては、7月30日、月曜日を予定いたしておりますけれども、詳細については、また
事務方である内閣官房副長官補室より、追って連絡をさせていただきます。

先ほどちょっとございました意見交換会でございますけれども、7月4日に仙台で行う。
それから、7月26日に中国ブロック、広島で行われる。それから、8月2日は九州、長
崎ですね。2日、3日というようなことで行われるという予定をいたしております。ぜひ
委員の中で行ってやろうというようなことございましたら、御連絡いただければ大変あ
りがたいというふうに思います。

以上をもちまして、本日の道州制ビジョン懇談会、第7回を終了させていただきます。
本当にありがとうございました。

午後 7時08分閉会